

函館市給与制度改革検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市職員の給与について、地域民間給与の適切な反映とともに、より一層職務・職責に応じた新たな給与制度（以下「新給与制度」という。）を協議、検討し市長へ提言することを目的に、函館市給与制度改革検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新給与制度について協議、検討し市長へ提言を行う。

(委員)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経営分析等に精通する者
- (3) 経済界に属する者
- (4) 労働界に属する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から新給与制度の原案が決定するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は，委員長が招集する。

2 委員会は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は，総務部人事課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は，平成25年4月1日から施行する。